

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

【現状の分析と必要性】

本市の中心市街地は、古くから、商業、文化、行政などの施設が集積する場所として栄え、本市の玄関口である JR 茨木駅及び阪急茨木市駅間の地域を中心に発展してきた。

しかし、大阪万博開催にあわせて整備された駅前広場等の公共空間や複合商業施設（民間ビル）の老朽化が進んでおり、現在の市民ニーズに合致した施設の整備や機能の更新が求められている。

また、本市ではバリアフリー化により「歩いて楽しい中心市街地」とするための交通環境の充実及び回遊性の向上として、歩行者・自転車・自動車等の利用を区分し、それぞれに利用に配慮した茨木松ヶ本線や西中条奈良線など中心市街地内の都市計画道路の整備を進めてきた。引き続き計画的な道路整備を進める他、シビックセンター環状道路については、歩行者と自転車、自動車の通行空間を分離拡大するための一方通行化に向けて、検討を進めるとともに、JR 茨木駅、阪急茨木市駅の駅周辺については「地域の玄関口」として位置づけ、交通結節機能だけでなく、市民がゆったりと滞在できるような憩える空間の創出を図り、中心市街地の中心部においても滞在し活動したくなる魅力的な居心地の良い空間の整備が必要である。以上を踏まえ、中心市街地においては必要最低限のスペースと機能ではなく、新たな魅力と集い場の創出が必要だと考えられることから、目標の達成に必要な事業を市街地の整備改善のための事業として基本計画に位置付ける。

【フォローアップの考え方】

基本計画に位置づけた事業について、毎年度末に進捗状況を調査し、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 中央公園（南）整備事業</p> <p>【内容】 芝生広場を整備する。</p> <p>【期間】 令和2年度～令和5年度</p>	茨木市	<p>文化複合施設の整備と併せて、中央公園の南グラウンドを芝生化し、「育てる広場」のキーコンセプトのもと、市街地にありながら、ゆったり過ごすことのできる憩いのスペースを整備し、新たな魅力と集いの場の創出を図る。</p> <p>本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再構築戦略事業）</p> <p>【実施時期】 令和2年度～令和5年度</p>	
<p>【事業名】 元茨木川緑地再整備事業</p> <p>【内容】 元茨木川緑地を再整備する。</p> <p>【期間】 令和2年度～令和5年度</p>	茨木市	<p>元茨木川緑地は豊かな緑やさくら並木など市民に親しまれている茨木市を代表する緑地であるが、樹木の老木化や園路やトイレ等の施設の老朽化が進みつつあることから、市民のニーズを踏まえたりニューアル（再整備）を行い、新たな魅力と集いの場の創出を図る。</p> <p>本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再構築戦略事業）</p> <p>【実施時期】 令和2年度～令和5年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 JR 茨木駅西口再整備検討事業</p> <p>【内容】 JR 茨木駅西口の再整備を検討する。</p> <p>【期間】 平成 27 年度～</p>	茨木市	<p>駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について交通の輻輳やバリアフリー化、施設の耐震性の不足や老朽化等の課題解決を図るため、都市再開発法に基づく再開発事業による整備を検討し、商業の質の更新や新たな魅力と集いの場の創出を図る。</p> <p>本事業は、目標①中心商業機能の質の更新、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。</p>		
<p>【事業名】 阪急茨木市駅西口再整備検討事業</p> <p>【内容】 阪急茨木市駅西口の再整備を検討する。</p> <p>【期間】 平成 27 年度～</p>	茨木市・民間事業者	<p>駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について交通の輻輳、施設の耐震性の不足や老朽化等の課題解決を図るため、都市再開発法に基づく再開発事業による整備を検討し、商業の質の更新や新たな魅力と集いの場の創出を図る。</p> <p>本事業は、目標①中心商業機能の質の更新、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。</p>		
<p>【事業名】 本町駐輪場整備事業</p> <p>【内容】 本町商店街内の市有地に、駐輪場を整備する。</p> <p>【期間】 令和 3 年度～令和 4 年度</p>	茨木市・FICベース株式会社	<p>本町商店街内にある市有地に、24 時間利用可能な駐輪場を整備し、自転車での来街や、買い物や飲食等をゆったりと楽しめるようにし、来街者の利便性を向上させ、商業の質の更新や新たな魅力と集いの場の創出を図る。</p> <p>本事業は、目標①中心商業機能の質の更新、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。</p>		